

令和5年 北秋田市農業委員会 第9回総会

1. 開催日時 令和5年8月15日（火） 午後2時00分から

2. 開催場所 市役所本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員（31名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ
7番 長崎 成人	8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子
10番 長岐 正	11番 松岡 英敏	14番 藤島 喜美男
15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳	17番 武田 響一
18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延	20番 金田 悦子
21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子
26番 出川 信久	27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春
29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久
33番 佐藤 整	34番 金 俊英	35番 佐藤 篤史
36番 長岐 一志		

4. 欠席委員（5名）

12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子	24番 松橋 利彦
25番 伊東 誠子	32番 若松 一幸	

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第17号	会務報告
第 2	報告第18号	専決処分の報告
第 3	議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第26号	農地法第4条の規定による許可申請について
第 5	議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 6	議案第28号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 7	議案第29号	令和5年度秋田県農業委員会大会における政策提案事項（案）について

7. 出席した事務局職員

局長 加藤 裕久 副主幹 簾内 拓也 主査 疋田 憲匡

8. 議事録署名委員

5番 佐藤 邦久 6番 中林 めぐみ

9. 会議の概要

事務局	<p>只今より令和5年 北秋田市農業委員会 第9回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。12番 伊藤鶴一委員、13番 土田紀子委員、24番 松橋利彦委員、25番 伊東誠子委員、32番 若松一幸委員の5名となっております。</p> <p>委員総数36名中、31名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>会長あいさつ（省略）</p>
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>最初に、議事録署名委員であります。恒例により当職より指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>5番 佐藤邦久委員、6番 中林めぐみ委員にお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第17号会務報告」を事務局より願います。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第17号 令和5年7月分会務報告です。</p> <p>（令和5年7月の会務を報告）</p>

報告は以上です。

議 長

会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第18号「専決処分の報告について」事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書3ページをお開きください。

報告18号「令和5年7月分 専決処分の報告」です。

まず処理件数ですが、表の7月の列をご覧ください。

(2) 非農地通知が2件、(4) 相続等による権利取得の届出の受理が14件、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が5件、(9) 2アール未満の農地の転用に係る届出の受理が1件、合計22件の処理を実施しました。

4ページからその内訳となります。

まず、(2) 非農地通知（農地法第2条第1項の農地に該当しない土地である旨の決定がなされたものの処理）です。

(受付番号1番を朗読)

つづいて(4) 相続等による権利取得の届出の受理（農地法第3条の3の規定による届出の受理と通知書の交付）です。

(受付番号1番を朗読)

次に、(7) の、賃借・使用権の合意解約等の届出の受理（農地法第18条第1項第4号及び第5号の規定による届出及び農地法第18条第6項の規定による通知の受理）です。

(受付番号1番を朗読)

次は項目(9) の、2アール未満の農地の転用に係る届出の受理（農地法施行規則第29条第1号に掲げる場合における農地の転用に関する通知の受理）です。

(受付番号1番を朗読)

報告は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、(2) 非農地通知について、現地を確認した委員からも説明願いたいと思います。

2番佐藤稔委員からお願いいたします。

2番 2番の佐藤です。番号1番と2番を報告させていただきます。調査日は8月7日、調査員は1番 櫻井豊委員、3番 宮腰文義委員、4番鈴木豊委員と私、事務局から加藤局長、簾内副主幹、疋田主査の計7名でした。

番号1番は、大野台ハイランドの十字路から愛生園に行く道に隣接している畑でした。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

番号2番は、下杉集落から北欧の杜方面へ向かう道路沿いにあり、伊藤農園の作業場から見える位置にある畑でした。申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 報告第18号につきまして事務局と佐藤稔委員からの説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 報告でありますのでご了承願います。次に進みます。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをお開きください。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年8月15日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

以下受付番号3番まで、合計6筆、面積5,695㎡となります。

なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

なお、農地法第3条第2項各号については10ページをご参照ください。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

1番櫻井豊委員からお願いいたします。

1番 1番の櫻井です。申請番号の1番から3番の3件を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の11ページから12ページになります。申請地は羽根山集落の周辺にある整備された圃場の中にある田でした。継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号2番は、資料の13ページから14ページになります。申請地は、小又の新屋敷で住宅に隣接した農地で、継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次の申請番号3番も、資料の13ページから14ページになります。申請地は、先ほど報告した2番の農地から400mほど沢沿いに上流へ行ったところであり、手入れされていてすぐに耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長 議案第25号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

議案第25号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第25号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 では、議案書15ページをお開きください。
議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年8月15日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

この案件は追認案件であり、また、常設審議委員会への諮問案件となります。4条許可申請の受付はこの1件のみです。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

3番宮腰文義委員からお願いいたします。

3番 3番の宮腰です。申請番号1番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の16ページから17ページになります。申請地は李岱集落の中にあり、旧合川西小学校の坂をおりてきたところにある住宅に並んでありました。追認の案件とのことで、すでに転用されておりましたが、周辺に農地がなく、農業への影響はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります

議 長 議案第26号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員か

らも説明いただきました。

議案第26号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

8番 8番堀部です。この件は追認ということですが、知らずに転用してしまったというような、始末書などはもらっていますか。

事務局 「顛末書」をもらっています。

議長 ほかに質疑等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第26号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページをお開きください。
議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和5年8月15日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号2番まで、合計2筆、面積349㎡となります。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行

なって頂いた委員さんからも説明を願いたいと思います。

4番鈴木豊委員から説明願います。

4番

4番の鈴木です。申請番号1番と2番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の19ページから24ページになります。申請地は田中にある「かんこうハイヤー」のすぐ隣にあり、住宅や事業所等で開発されている地域の中にありました。申請地の周辺には農地がなく、農業への影響はないものと見受けられました。

次に、申請番号2番は資料の25ページから26ページになります。申請地は「道の駅たかのす」から道路を挟んで向かいにありました。追認の案件とのことで、すでに転用されておりましたが、国道が通った際に残地となった農地ということで、周辺には農地がなく、農業への影響はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

議案第27号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

議案第27号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第27号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第28号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書27ページをお開きください。

議案第28号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

の承認について」

農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年8月15日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志。

はじめに所有権移転についてです。

(受付番号1番を朗読)

所有権移転はこの1件のみです。

つづいて28ページ、利用権設定になります。

(受付番号1番を朗読)

以下32ページの受付番号8番まで、合計35筆、面積381,518㎡となります。

つづいて33ページから一括方式になります。

(受付番号1番を朗読)

以下48ページの受付番号25番まで、合計112筆、面積180,228㎡となります。

以上の議案第12号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第28号につきまして事務局の説明が終わりました。

議案第28号中、所有権移転について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 28 号中、所有権移転について、原案通り決することにご異議ございませぬか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第 28 号中利用権設定について質疑に入ります。
何かご質問、ご意見等ございませぬか。

19 番 19 番佐藤です。受付番号の 1 番と 2 番は、渡人が違ふが経営面積が同じになっています。これでよろしいですか。

事務局 同じ世帯ですので世帯としての面積が表記されたと思われまふ。

19 番 受付番号 3 番も同じ世帯ですが面積は違っています。

事務局 後ほどシステム内のデータをチェックいたします。

議 長 ほかにご質問、ご意見等ございませぬか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 28 号中、利用権設定について、原案通り決することにご異議ございませぬか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第 28 号中、一括方式の 7 番から 11 番を除いた件について質疑に入ります。

議案第 28 号中、一括方式の 7 番から 11 番を除いた件について、何か

ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第28号中、一括方式の7番から11番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

続いて、議案第28号中、一括方式の7番から11番については、議席番号21番 藤岡智洋 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：21番 藤岡智洋 委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第28号中、一括方式の7番から11番について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第28号中、一括方式の7番から11番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：21番 藤岡智洋 委員)

議 長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第29号「令和5年度秋田県農業委員会大会における政策提案事項（案）について」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局 （簾内副主幹から説明）

議 長 ただいま、議案第29号について事務局より説明がありました。何か質問やご意見はございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第29号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、第9回総会を閉会します。